

第22回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月26日(火)午後2時30分から午後3時20分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 14人
会長 17番 山田 健一
会長職務代理者 11番 山本 登
委員 1番 居内 和則
2番 鬼塚 秀明
4番 川崎 伸弘
5番 遠藤 優一
6番 福田 稔
7番 松尾 貴子
9番 中川 一弘
10番 立石 雄治
12番 小田切 英治
14番 鈴木 圭一
15番 矢萩 一毅
16番 首藤 勝広
4. 欠席委員 3番 鎌田 直人 8番 藤田 政揮
13番 佐々木 義彦
5. 議事日程 報告第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号 現況証明について
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について
議案第 6号 特定農地貸付法による市民農園の開設について
議案第 7号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について
議案第 8号 「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の策定について
6. 議事録署名委員 9番 中川 一弘 10番 立石 雄治
7. 出席事務局職員 事務局長 川合 正人
農地係長 石垣 友伯
事務局主査 竹岡 亮
農地係主事 安藤 愛子

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第22回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。
議長	本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。なお、3番鎌田委員、8番藤田委員、13番佐々木委員より欠席の連絡がありましたことを報告いたします。本日の会議の議事録署名委員として、9番中川委員、10番立石委員の両委員を指名いたします。
事務局	それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号の朗読説明)
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明)
議長	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号の朗読説明)
事務局	なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、1番から3番については、別紙資料1の2頁から3頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当

しないとのことをごさいます。また、4番につきましては、別紙資料1の4頁に記載しておりますように、農地法第3条第2項第2号及び第5号に該当しますが、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可の例外規定である農地法第3条第3項及び第2項但し書きに該当するため不許可要件には該当しないとのことをごさいます。以上です。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ごさいませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第4号については、初めに1番から5番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1番から5番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もごさいませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ごさいませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号1番から5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号6番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、15番、矢萩委員の退席を求めます。

(矢萩委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号6番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もごさいませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ごさいませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号6番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(矢萩委員 着席)

議長 次に、議案第4号7番から21番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第4号7番から21番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番 本日開催された農地常任委員会において、議案第4号10番、13番、14番について、質疑がございましたので報告します。10番、13番、14番については同一の借り手であり、経営面積が他の個人農家と比較して広大となるが、3人の従事者で経営農地の維持に支障はないかとの質疑があり、地区担当委員から現状では特段支障はないとの回答があったところです。以上でございます。

議長 それでは、おはかりいたします。議案第4号7番から21番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の6ページに記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番 はい、何もございませんでした。以上です。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号につきまして、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「特定農地貸付け法

事務局
による市民農園の開設について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
(議案第6号の朗読説明)

議長
なお、議案第6号につきましては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項各号の要件を満たす場合は承認できるものでございます。要件につきましては、別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。
議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

5番
それでは、おはかりいたします。議案第6号については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項各号の要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしとの声あり)

事務局
議長
異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第7号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてを議題とします。本件については、農政常任委員会に案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。
議案第7号についてですが、本年1月の第19回総会後において、農政常任委員会に案の作成が付託されたことから、本年2月及び3月に農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い作成したものでございます。なお、内容の詳細については事務局より説明させます。
(議案第7号の朗読説明)

5番
委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

事務局
議長
それでは、おはかりいたします。議案第7号につきまして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしとの声あり)

5番
異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第8号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の策定についてを議題とします。本件については、農政常任委員会に案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。
議案第8号についてですが、本年2月の第20回総会後において、農政常任委員会に案の作成が付託されたことから、本年2月及び3月に農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い作成したものでございます。なお、内容の詳細については、事務局より説明させます。
(議案第8号の朗読説明)

事務局
議長
なお、本目標について決定した際は、北海道農業会議の確認を受けた上で市公式サイトにて公表することとなっております。同会議より修正が必要な旨助言があった場合は、会長専決にて修正等対応し、市公式サイトにて修正後の目標を公表したいと存じます。また、修正を行った場合は、修正後、直近の総会にて修正内容等をご報告いたします。以上でございます。
委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

議長
それでは、おはかりいたします。議案第8号につきまして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第22回総会を閉会いたします。